主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人石井寅之助の上告趣意 (補正申立書をも含む)について。

犯意の成立には違法の認識を必要としない。法律の不知又は誤解があつたとして も違法な行為をしたことになるから刑責を負うべきものである。所論はいずれも刑 訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものと は認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	眞	野			毅
裁判官	澤	田	竹	治	郎
裁判官	斖	蔝	攸		輔